

8 自立支援医療について

自立支援医療については、障害者自立支援法施行令（以下「政令」という。）附則第12条及び第13条において、平成21年3月31日を期限とする経過的特例を設けているところであるが、①政令附則第12条、第13条第1項及び第13条第2項第一号については、平成21年4月1日以降も経過的特例の期限を延長する予定であり、②政令附則第13条第2項第二号及び同条同項第三号については、同第二号で規定している額四万二百円を一万円に、同第三号で規定している額一万円を五千円に拡充するとともに、平成21年4月1日以降も経過的特例の期限を延長する予定である。

併せて、育成医療及び更生医療のいわゆる「重度かつ継続」に該当する者については、「障害者自立支援法施行令第35条第1項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年3月28日厚生労働省告示第158号）」において、「腎臓機能障害、小腸機能障害又はヒト免疫不全ウイルスに免疫機能障害を有する者」と定めているところであるが、平成21年4月1日以降は「心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）」を追加する予定である。

また、精神通院医療の申請に必要な診断書については、「毎年提出」から「2年に1度の提出」に改正する予定であり、支給認定開始日が平成22年4月1日以降の申請から適用する予定である。